秋田内陸線駅管理運営業務委託 応募型プロポーザル審査委員会設置要綱

令和6年12月

北秋田市内陸線再生支援室

秋田内陸線駅管理運営業務委託 応募型プロポーザル審査委員会設置要綱

1 目 的

秋田内陸線駅管理運営業務委託における応募型プロポーザル審査委員会 (以下「審査会」という。)は、応募型プロポーザル実施要領及び仕様書に 基づいて申請された事業者の業務計画書等の提案について、公平かつ適正に 審査し、最も優れていると認められる業務計画書等を提出した事業者(以下 「契約候補者」)及び次点者を選定することを目的とする。

2 構 成

審査会は次の者で構成する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 財務部長
- (4) 観光文化スポーツ部長
- (5) 外部学識経験者

3 審 查

業務計画書等の審査については、審査員が「秋田内陸線駅管理運営業務委託 応募型プロポーザル審査要領」に基づき採点を行い、その点数により契約候補者及び次点者を選定する。

4 委託先の決定

審査会で選定した事業者については、契約候補者と当市が協議・調整を行ったうえで、北秋田市財務規則(平成17年規則第38号)の定めに従い契約を締結する。

5 審査会事務の担当

審査会の庶務は、北秋田市総務部内陸線再生支援室が所管する。